揖斐郡内各小中学校長様·各校養護教諭様 揖斐郡内各町教育委員会学校保健担当様

揖斐郡学校保健会 会長 野田 宜輝

児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について(依頼)

春情の候、ますますご清祥のことと存じます。日頃は揖斐郡学校保健会の事業に関しまして多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、1月22日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より各都道府県教育委員会及び日本医師会に対して、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の健康診断実施のための環境整備について」の通知(5初健食第13号)がありました。

その中では、<u>近年の健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護に対する懸念および着衣では正確な検査・診断が困難になるという懸念に対応</u>できるよう、検査・診断における対応や検査・診断時の服装、関係者間の連携についての考えがまとめられております。

また、<u>各学校に対して、示された内容を受けて、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診</u> 断実施のための環境整備に取り組むよう求めております。

具体的に文部科学省が示した見解としては

- ◆ 診断・検査を行うまでの待機の時間は着衣とする。
- ◆ 着衣とは体操服や下着、あるいはタオル等の着脱のしやすいもので体を覆うこと。
- ◆ 診察の際には診察可能な状態で診察を行うこと。
- ◆ 着衣のままでは診察できない検査項目はその部位をきちんと提示すること。

等が上げられています。

また検査・診察にあたっては児童生徒のプライバシーや心情に配慮した対応を、示した具体例を参考に、各学校の施設設備の状況や実施体制に応じて取り組むことが求められています。

【(1)検査・診断における対応について】

- ◆ 男女別に検査診断を行う。
- ♦ 検査・診断時には児童生徒の身体が周囲から見えないよう、固有のスペースを確保する。
- ◆ 検査・診断に立ち会う教職員は養護教諭を除き、原則、児童生徒の同性の教職員とする。
- ◆ 検査・診察の会場では待機人数を最小限にし、他の生徒に結果を知られないようにする。

【(2) 検査・診断時の服装について】

- ◆ 検査・診断時は正確な検査・診断に支障のない範囲で、体操服や下着等の着衣、タオル等により 身体を覆い、児童性のプライバシーや心情に配慮する。
- ◆ <u>正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が体操服や下着やタオル等をめくって視触診したり、下から聴診器を入れたりする場合にあることについて児童生徒等や保護者に事前説明を行う。</u>

(特に留意が必要な検査項目)

- ・脊柱の疾病及び異常の有無・・・視診をし、必要に応じて背中や腰を触診する場合がある。
- ・胸郭の疾病及び異常の有無・・・視診をし、必要に応じて前胸部等を触診する場合がある。
- ・皮膚疾患の有無・・・皮膚の状態を視診し、必要に応じて触診する場合がある。特に外傷の疑いが ある場合は、臀部や腹部を視診する場合がある。
- ・心臓の疾病及び異常の有無・・・心臓の音を聞くために必要な場所の肌に聴診器をあて聴診する。

こうしたことを踏まえ各学校においては、次の点に取り組んでいただきますようお願い致します。

- 特に配慮が必要な児童生徒については検査・診察の時間や場所を工夫するなど<u>個別対応</u>を行う。
- 当日の欠席や長期欠席など個別の事情により健康診断が受けられなかった場合の対応を<u>保護者に</u> 事前に周知する。
- 学校は健康診断の実施主体として円滑な健康診断実施のための環境整備に努めるとともに、健診の際、脊柱、胸郭、皮膚、心臓の異常を見逃さないため、医師が体操服、下着、タオル等をめくったり脱がせて視診、触診、聴診を行う場合があることを、保健だよりや学校だより、保護者会や保健指導・学級指導などの場を活用し、事前に丁寧な説明を行い、児童生徒や保護者の理解が得られるよう努める。